

## 時には、頭の体操 「賃金」とは？

賃金12万円 手取り9万円は生活保護で3万円補助

二段ベッドの夜間宿所から、生活保護の活用で畳の戸へ

「特掃単価（賃金）」を例題に「賃金」「手取り賃金」の値打ちを考える。

「賃金」では飯は食えない

最近、センターでは、「賃金」の中身をめぐって賑やかですが、もう一つわかりにくいので、頭の体操をしてみました。

労働基準法第11条では、「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」と書かれています。

未払賃金の立替払制度では、立て替え払いの対象となる賃金として「定期賃金」という概念があります。これは、「労働基準法第24条第2項本文に規定する毎月、一定期日に、きまつて支払われる賃金（税金・社会保険料など法定控除額を控除する前の額）」とされています。

社会保険料込みの額が労働基準法上の「賃金」というわけですが、この賃金額が多くても、生活できるとは限りません。労働基準法上の賃金は12万円であるが、社会保険料を引いた手取り（自分の使えるお金）は9万円にしかならず、それは生活保護基準以下なので、生活保護申請すれば、3万円足してももらえることとなります。

西成労働福祉センター調べ平均賃金と輪番賃金比較

	軽作業(A)	一般土工(B)	輪番(C)	C/A	C/B
1996(平成8)年度	13,000円	13,500円	5,700円	43.8%	42.2%
2000(平成12)年度	9,000円	11,000円	5,700円	63.3%	51.8%
2007(平成19)年度	8,000円	10,500円	5,700円	71.3%	54.3%

輪番就労の賃金明細

	手取賃金	社会保険料 労働者 負担分			労働基準法上の賃金	事業主負担でない賃金	
		雇用保険料	健康保険料	一般保険料			
1999年度	5,700円	48円	240円	24円	6,012円	5,388円	
2000年度	5,700円	48円	240円	24円	6,012円	5,388円	
2001年度	5,700円	48円	275円	36円	6,059円	5,341円	介護有
	5,700円	48円	240円	36円	6,024円	5,376円	介護無
2009年度	5,700円	48円	265円	24円	6,037円	5,363円	40歳以上・65才未満
	5,700円	48円	235円	24円	6,007円	5,393円	40才未満・65才以上74才未満
	5,700円	48円	0円	23円	5,771円	5,629円	75才以上＝後期高齢者医療制度該当者 健康保険適用除外承

生活する上で大事なものは、手取り賃金です。輪番の手取りは5700円で長らく固定ですが、賃金明細の表を見れば、労働基準法上の賃金は上下していることが分

ります。

2000年から2001年にかけて、労働基準法上の賃金は47円上がっていますが、そのことを当時の輪番労働者が知ったからといって喜んでお思えませんが、2001年と2009年を比べて労働基準法上の賃金が22円下がっているからといって、悔しがる人がいるとも思えません。手取り額に変化はないわけですから。

労働基準法上の賃金が上下するのに、手取額が一定なのは、本来賃金から引かれるべき労働者負担分の保険料を行政が予算化し、事業主が負担することになっているからです。

もしそういうやり方をしていなければ、どうなっていたかというところ、賃金明細表の「事業主負担でない場合の賃金」欄を見てもらうと分かります。

また、5700円は、長く固定ですが、センターの軽作業の賃金や一般土工の賃金の動き（下がり続けている）と比較すると、金額は変わらないが、賃金の値打ちとしては高くなっていることが分かります。

介護保険制度が出来たことによって、労働基準法上の賃金は同一ではなくなりました。年齢によって、介護

保険ありと無しとの2種類ができたからです。現在は

3種類になっています。それでも、皆が受け取る賃金が5700円で同一なのは、社会保険料の変動を行政・事業主が負担し、手取りは保障するという仕組みになっているからです。

現在3種類ある労働基準法上の賃金の中で、最も低額なのは、5771円です。

それはなぜかというところ、75歳以上の人は、「後期高齢者医療制度外該当者」ということで、健康保険料を納めなくていいことになっているからです。明細表では、健康保険料がゼロになっています。

社会保険料を含んで表示される労働基準法上の賃金額が最も低くなっているのは、健康保険料の負担がないためです。

日雇健康保険の「適用除外申請」した人も、健康保険料の負担がない人ということになり、労働基準法上の賃金額は、「後期高齢者医療制度外該当者」と同じ5771円になります。健康保険料はゼロです。ゼロのものを支払えと言っても、ゼロ円は、

現在流通している貨幣にありませんので、何ら有効な申し立てにはならないと思われまます。皆さんの頭の体操の結果では、どう判断されますか？

定額給付金申請書を手に入れた人で、現金支給希望の人は、郵送ではなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。西成労働福祉センターに申請書が届くよう手続きした人は、必ず、窓口

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）  
※ 双葉商事さん（電話06・6561・4392）  
鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。  
※ フラップさん（電話06・6658・8888）  
26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。  
必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。